

介護 保険料

期限内に納めましょう

介護保険料は、介護サービスを利用されるための大切な財源です。
介護サービスにかかる費用は、介護サービス利用者の自己負担分以外のうちの23%を65歳以上の方の保険料でご負担いただくように決められています。
(残りの77%は、国県市町の公費と40歳から64歳までの方にご負担いただいています)

納期	納付月	納付書払いの納期限	口座振替の引落日
1期	6月	6月30日(月)	6月30日(月)
2期	7月	7月31日(木)	7月31日(木)
3期	8月	9月1日(月)	8月29日(金)
4期	9月	9月30日(火)	9月30日(火)
5期	10月	10月31日(金)	10月31日(金)
6期	11月	12月1日(月)	11月28日(金)
7期	12月	12月26日(金)	12月26日(金)
8期	1月	2月2日(月)	1月30日(金)
9期	2月	3月2日(月)	2月27日(金)
10期	3月	3月31日(火)	3月31日(火)

- 令和7年度の介護保険料納入通知書は、普通徴収(納付書払い)は6月中旬、特別徴収(年金天引き)は7月中旬に郵送します。
- 令和7年6月以降に65歳の誕生日を迎える方には、誕生月の翌月中旬までに納入通知書を郵送します。

納付書で納付する場合 Q. どこで納めればいいのか？

A. 納付書の裏面に記載している金融機関等やコンビニエンスストアで納めることができます。
納め忘れをなくすためにも口座振替をおすすめします。
口座振替を希望される方は納付書、預(貯)金通帳、通帳届出印をご持参のうえ納付書裏面記載の金融機関でお申込みください。

督促状が送られてきた Q. どうすればいいのか？

A. 保険料を納期限までに納付されていない場合は翌月に督促状兼納付書を送付します。督促状兼納付書の裏面に記載している金融機関等やコンビニエンスストアで納めてください。この場合、二重納付とならないように当初送付している納付書は破棄してください。

特別徴収(年金天引き) Q. 65歳になったらすぐに切り替わるの？

A. 老齢・退職・障害・遺族年金の年額が18万円以上の方は半年から1年以内に特別徴収(年金天引き)に切り替わります。要件を満たせば自動的に切り替わりますので手続きは不要です。

ご相談ください

経済的な理由や入院療養中等により一時的に納付が困難な方や保険料の算定方法などに疑問がある方は、下記へご相談ください。特別の理由(収入減・災害・低所得等)があるときには、介護保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。なお、減免申請の受付は、納入通知書がお手元に届いてからとなりますのでご注意ください。

介護保険料を納めないでいると

1年以上保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用が一旦全額利用者負担になります。1年6か月以上滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。未納期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなります。

詳しくは 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 業務係 ☎0954-69-8223
健康課 たっしゅか係 ☎0954-23-9135